

こくほ 国保 (国民健康保険) のお知らせ



国保とは、みんなでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。都道府県と市町村が保険者（制度の運営者）です。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が国保に加入します。

国保に加入するのはこんな人



- 自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない人
- 3か月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の人（医療滞在ビザで入国した人などは除く）
加入するためには届出が必要です。

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき（職場の健康保険に加入していない場合）
- 職場の健康保険をやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったときなど



国保をやめるとき

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 国保の被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に移行したときなど（75歳になって移行するときは届出は不要）

その他の届出

- 住所、氏名、世帯が変わったとき
- 世帯主が変わったとき
- 保険証を紛失したとき
- 保険証が汚れて使えなくなったときなど



国保に加入するときや、やめるときは
14日以内に届出が必要です。



届出が遅れると・・・

加入の届出が遅れると、保険税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。また、やめる届出が遅れると、**二重払い**になってしまうこともあるので、必ず14日以内に届け出ましょう。

必要書類については 国保年金課 TEL 43-9487

～国民健康保険で受けられる給付～

お医者さんにかかるとき

必ず保険証またはマイナンバーカード（保険証利用登録済のもの）を医療機関や薬局などの窓口で提示してください。

<窓口での自己負担割合>

義務教育就学前まで	2割
義務教育就学後～69歳まで	3割
70歳～74歳まで	2割 3割（現役並み所得者）

※交通事故など第三者の不法行為による傷病で診療を受け、国保を使用するときは国保年金課に届け出てください。

高額療養費の申請・支給について

同一月内に支払った医療費の自己負担額が、一定の限度額*を超えた場合、申請により、その超えた金額分が高額療養費として支給されます。申請の際に領収書の原本が必要となりますので、大切に保管してください。

年間の医療費と介護保険サービス費の合計が高額になったとき

1年間（毎年8月から翌年7月末）に支払った世帯内の国保加入の方の医療費と介護保険サービス費の自己負担額を合算して高額になったときは、一定の限度額*を超えた分が申請により支給されます。

※「限度額」は年齢や世帯の所得により異なります。詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先／TEL 43-9314



70歳から74歳までの人には自己負担割合（2割または3割）が記載された「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から対象となり、1週間前に送付されます。

問合せ先／TEL 43-9384

いろいろな給付等

- 妊産婦10割給付
（国保加入者が母子手帳の交付を受けたとき） 問合せ先／TEL 43-9487
証明書を発行してもらい医療機関に提示すると保険が適用になる外来医療費が無料になります。
- 産前産後期間の保険税の軽減
（国保加入者が出産するとき） 問合せ先／TEL 43-9384
出産者の産前産後期間（4か月／多胎妊娠の場合は6か月）の保険税を減額します。
- 出産育児一時金（国保加入者が出産したとき） 問合せ先／TEL 43-9376
50万円…産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合。（ただし、令和5年3月31日以前の出産は42万円）
48万8千円…産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産または22週未満の出産の場合。（ただし、令和5年3月31日以前の出産は40万8千円）
- 葬祭費（国保加入者が死亡したとき） 問合せ先／TEL 43-9376
5万円（ただし、同一の死亡につき、他の健康保険から給付を受ける場合を除く）
- 移送費 問合せ先／TEL 43-9314
医師の指示により緊急時にやむを得ず重病人が入院・転院する際の移送に費用がかかり、申請して認められた場合。
- 費用をいったん全額自己負担したとき 問合せ先／TEL 43-9314
やむを得ず、保険証を持たずに全額自己負担した場合や、医師が治療上必要と認めたコルセットなどの装具を購入した場合、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

※いずれの給付等も申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

詳しくはホームページでもご覧いただけます。「八戸市ホームページ」▶「暮らし・手続き」▶「年金・保険」▶「国民健康保険」
問合せ先：国保年金課 TEL 43-9376



被保険者（対象となる人）

- ①75歳以上の人《75歳の誕生日から加入》
 - ▶誕生日の約2週間前に保険証を郵送します。
＜加入手続は不要＞
- ②一定の障がいをもつ65歳以上の人
《広域連合の認定した日から加入》
 - ▶加入には国保年金課11番窓口での申請が必要

保険者（制度の運営者）

青森県後期高齢者医療広域連合

- 保険証の交付
- 保険料の賦課
- 医療を受けた時の給付など

八戸市

- 保険証の引渡し
- 保険料の徴収
- 各種申請や届出の受付など



お医者さんにかかるとき

必ず保険証またはマイナンバーカード（保険証利用登録済のもの）を医療機関や薬局の窓口で提示してください。

自己負担割合【保険証に記載】

- 現役並み所得者 3割
- それ以外の方 1割又は2割

※負担割合は所得・収入に応じて世帯ごとに決まります。



交通事故などの第三者の不法行為による「けが」で診療を受け、後期高齢者医療の保険証を使用する時は、国保年金課に届出が必要です。

高額療養費の申請・支給について

同一月内に医療機関・薬局で支払った医療費の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合は、その超えた分が高額療養費として支給されます。

該当者には、**広域連合から申請書が送付されます。**一度申請いただくと、次回以降の高額療養費の手続は不要で、申請いただいた口座に自動的に振込みとなります。

年間の医療費と介護保険サービス費の合算額が高額になったとき

1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った世帯内の被保険者の医療費と介護保険サービス費の自己負担額を合算して、一定の自己負担限度額を超えたときは、限度額を超えた分が申請により支給されます。**該当者には、広域連合から申請書が送付されます。**



いろいろな給付

●治療用装具を購入したとき

医師が治療上必要と認めた補装具を購入した場合、申請により自己負担分を除いた額が支給されます。ただし、日常生活や職業上の必要性によるものは、対象外です。

●移送費

医師の指示により緊急時にやむを得ず入院・転院する際の移送に費用がかかり、申請により広域連合が必要と認めた場合は移送費が支給されます。申請には医師の意見書が必要です。（単なる転院に係る移送は対象になりません。）

●葬祭費

被保険者の死亡により葬祭を行った人には、申請により5万円を支給します。

高額な医療を受けられる方は

「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」の交付申請をしてください。

（交付対象外の場合もありますので、予めお電話にてお問合せください。）

入院中又は入院の予定がある場合や、外来の医療費が高額となる場合に**認定証を医療機関に提示すると**、同じ月に同じ医療機関の窓口で支払う医療費が「入院・外来」それぞれで所得に応じた自己負担限度額までとなります。限度額は世帯構成や世帯の所得などにより異なります。詳細についてはお問合せください。

保険料は後期高齢者医療制度の大切な財源です

●保険料の決まり方 保険料（年額）＝均等割額＋所得割額

保険料は、被保険者一人ひとりの前年の所得をもとに、加入した月から算定されます。

●保険料の納め方

■原則「年金からの天引き（特別徴収）」により年金支給月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）の6期で納めます。
※ただし、国保年金課11番窓口で手続すると、納付方法を口座振替に変更することができます。

■年金の年額が18万円未満などの理由で、年金から天引きされない方は、「納付書で直接支払する方法（普通徴収）」により、7月から3月までの9期で納めていただきます。

※納付方法を口座振替にする場合は、すでに他の市税等の口座振替の申込みをしている人でも新たに手続が必要です。

健康の保持増進のために無料の「健康診査・歯科口腔健康診査」を受診しましょう

健康診査は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげることを目的に行っています。
※がん検診も無料で受けられます。

健診機関、健診項目等については、資料編16～22ページをご覧ください。

歯科口腔健康診査の健診機関等は、資料編11～12ページをご覧ください。

※受診の際には、希望する健診機関へ電話でお申し込みください。

詳細やご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先／国保年金課 TEL 0178-43-2111 内線5528・5529・5530 FAX 0178-44-9106 青森県後期高齢者医療広域連合 TEL 017-721-3821